○国土交通省告示第八百一号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月一日から三十日間国土交通省北海道開発局において一般の縦覧に供する。

令和八年七月一日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名　供用開始の区間　供用開始の期日

北海道横断自動車道黒松内釧路線　北海道上川郡清水町字羽帯南二線一一三番一二　令和八年七月一日十時

○国土交通省告示第八百二号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

令和八年七月一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　石川県向地地すべり防止区域

石川県輪島市名舟町ロ、同市名舟町ハ及び同市名舟町ニの区域内の土地のうち、次の一点から十点までを順次結んだ線並びに一点と十点を一般国道二四九号の道路敷及び市道名舟二号線の道路敷に沿って結んだ線に囲まれた区域

点	北緯	東経
1	37°25′57.3853″	137°01′02.1412″
2	37°25′54.9767″	137°01′03.2762″
3	37°25′54.4141″	137°01′01.5578″
4	37°25′51.6442″	137°01′02.0966″
5	37°25′53.7388″	137°00′57.7215″
6	37°25′52.5361″	137°00′54.2505″
7	37°25′47.6110″	137°00′52.6832″
8	37°25′47.3259″	137°00′48.5869″
9	37°25′50.3602″	137°00′46.8203″
10	37°25′51.7223″	137°00′47.8631″

○国土交通省告示第八百三号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

令和八年七月一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　石川県渋田地すべり防止区域

石川県輪島市渋田町及び同市里町の区域内の土地のうち、次の一点と二点を渋田川左岸官民地境界線に沿って結んだ線、二点から八点までを順次結んだ線及び一点と八点を一般国道二四九号の道路敷に沿って結んだ線に囲まれた区域

点	北緯	東経
1	37°26′06.8322″	137°02′05.6836″
2	37°25′59.7979″	137°02′13.6505″
3	37°25′58.0609″	137°02′13.9313″
4	37°25′55.5284″	137°02′10.7829″
5	37°25′57.5384″	137°02′09.6599″
6	37°26′00.8684″	137°02′01.6329″
7	37°26′03.1289″	137°02′01.2501″
8	37°26′06.2368″	137°02′00.9725″

○国土交通省告示第八百四号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

令和八年七月一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　石川県曽々木地すべり防止区域

石川県輪島市町野町曽々木及び同市町野町西時国の区域内の土地のうち、次の一点から十点までを順次結んだ線及び一点と十点を一般国道二四九号の道路敷に沿って結んだ線に囲まれた区域

点	北緯	東経
1	37°27′40.5551″	137°04′51.0381″
2	37°27′41.4316″	137°04′50.9933″
3	37°27′42.5350″	137°04′51.6636″
4	37°27′42.6436″	137°05′07.5551″
5	37°27′37.3569″	137°05′09.0869″
6	37°27′33.1388″	137°05′07.6874″
7	37°27′20.8438″	137°05′07.0700″
8	37°27′20.8308″	137°04′48.8602″
9	37°27′24.0946″	137°04′32.0096″
10	37°27′29.1969″	137°04′30.6035″

○国土交通省告示第八百五号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

令和八年七月一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　石川県大野城兼地すべり防止区域

石川県輪島市大野町入道及び同市大野町城兼の区域内の土地のうち、次の一点から五点までを順次結んだ線、五点と六点を昭和四十四年農林省告示第四百二十五号で指定した石川県稲舟地すべり防止区域の境界線及び令和六年農林水産省告示第七百十七号で指定した石川県稲舟地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線、六点と七点を結んだ線及び一点と七点を一般国道二四九号の道路敷に沿って結んだ線に囲まれた区域

点	北緯	東経
1	37°23′46.3532″	136°56′03.6202″
2	37°23′42.4035″	136°56′02.5691″
3	37°23′39.3520″	136°56′03.5887″
4	37°23′38.5154″	136°56′00.6585″
5	37°23′39.3923″	136°55′57.8899″
6	37°23′46.6172″	136°55′45.4826″
7	37°23′46.6277″	136°55′45.4662″

○国土交通省告示第八百六号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に追加指定する。

令和八年七月一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　石川県清水地すべり防止区域

石川県珠洲市清水町七部、同市清水町ヌ部及び同市清水町チ部の区域内の土地のうち、次の一点から五点までを順次結んだ線及び一点と五点を平成二年建設省告示第八百二十四号で指定した石川県清水地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域

点	北緯	東経
1	37°29′02.3168″	137°07′30.8009″
2	37°28′55.3133″	137°07′29.0281″
3	37°28′48.8341″	137°07′16.7137″
4	37°28′49.1069″	137°07′10.7146″
5	37°29′01.2957″	137°07′06.0755″

○防衛省告示第百七十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年七月一日

日時　令和八年七月六日から同月十二日までの間、毎日〇七〇〇から二一〇〇まで

区域　野島埼南方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(キ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空。ただし、(ウ)及び(ク)を結んだ線から南側は海面から高度一五、二四〇メートル以下並びに(ウ)及び(ク)を結んだ線から北側で(イ)及び(ケ)を結んだ線から南側は海面から高度四、五七二メートル以下並びに(イ)及び(ケ)を結んだ線から北側は海面から高度三、六五八メートル以下までの間

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度一八分二三秒　東経一四〇度三三分〇六秒

(ウ)　北緯三四度〇八分一八秒　東経一四〇度四六分五一秒